

平成 23 年 1 月 5 日

問合せ先	代表 03-5253-8111
海事局安全・環境政策課	池田、大西 (内線43-553、43-533)
海技課	清水、富田 (内線45-302、45-317)

第 7 浪速丸及び第 65 浪速丸の検証運航の実施状況の確認結果について

次世代内航船の乗組み制度の見直しに関して、現在、海事局の認定を受けた高度船舶安全管理システム(阪神内燃機工業株式会社で製造)を導入した第 7 浪速丸及び第 65 浪速丸において、船舶職員及び小型船舶操縦者法第 20 条に基づく乗組み基準の特例許可を取得し、6 ヶ月の検証期間、見直した機関部職員体制(機関部職員 3 名を 2 名に減員)での検証運航を実施しています。

今般、海事局では、検証運航の円滑な実施のため、一定期間の検証運航の実施状況から機関部 2 名体制での安全航行について問題が無いことを確認し、同法第 20 条に基づく特例許可の更新を行いました。これにより、第 7 浪速丸及び第 65 浪速丸は、6 ヶ月の検証期間全ての実施状況に関する確認を受けた後、更に 1 年間の検証運航を継続実施することが可能となります。

なお、検証運航は、一定の期間ごとに安全航行について問題がないことを確認することにより、平成 24 年 7 月まで行うことができます。

○次世代内航船に関する乗組み制度見直しの概要

対象となる船舶

スーパー・エコ・シップ(電気推進船)

国土交通省海事局により確認された高度船舶安全管理システムを導入した船舶

乗組み制度見直しの流れ:

①1ヶ月の実船検証(現行法令に基づく配乗体制のままで作業に従事しないシャドーブレーによる検証)



②船舶職員及び小型船舶操縦者法第 20 条に基づく乗組み基準の特例許可により、「検証運航」という位置付けで、見直した機関部の配乗による運航を認める



**安全航行について問題がないことを確認
(同法第 20 条特例許可の更新、更新許可期間は 1 年間)**



③検証運航の実績を踏まえ、平成 24 年 8 月以降の取扱いについて方針を確定

(参考) 検証運航船(高度船舶安全管理システムを導入)の概要

船名	第 7 浪速丸	第 65 浪速丸
船舶所有者	浪速タンカー株式会社	
総トン数	3,767 トン	3,768 トン
船種	油槽船	液体化学薬品ばら積船兼油槽船
航行区域	限定近海区域	
推進機出力	3,900kW	
検証運航時の 配乗体制	計 10 名 甲板部 7 名 : 船長、一等航海士、二等航海士、三等航海士、甲板部員 3 名 機関部 2 名 : 機関長、一等機関士 司厨部 1 名 : 司厨長	
検証期間	平成 22 年 7 月 6 日～ 平成 23 年 1 月 5 日	平成 22 年 7 月 5 日～ 平成 23 年 1 月 4 日